

資料4 ヒアリング3か所の比較表

	池田生活クラブ風の村理事長	西岡 A'ワーク創造館 就労支援室長	京都ジョブパーク（義本京都府 京都ジョブパーク総括担当課長）
① サービス 提供対象	原則として、「直ちに一般就労は困難」として支援を求める者全員を対象者とする。但し、就労困難理由が、「精神的理由」、「身体的・知的理由」、「社会的理由」のどれかによって、異なる対応を考える必要がある。	就労困難者全般＝キャリア形成に課題を抱え相談支援を必要とする者。特に、貧困・低所得に加え、健康や障害、債務、家族問題など、生活機能上の就労阻害要因に着目した包括的相談支援を必要とする者。	就業困難な者への就業支援を、福祉サイドからではなく、一般就労サイドからアプローチした。発足当時（2003年8月）の若年者就業支援センター（ジョブカフェ京都）は、若年者に対し、相談からキャリアアップ、職業紹介までのワンストップサービスを提供する拠点であったが、その後、障害者、高齢者、ひきこもりの若者など対象者を拡大し、現在では、就業困難な者の多くを対象としている。
② 支援サー ビス内容	<p>【ダイバシティ就労支援センター】（仮称）</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者を評価し、支援をおこなう就労支援事業者を支援センターとし、市町村域または広域に設置する。 支援センターは、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援（自立相談における就労支援、就労準備支援、就労訓練支援）を一括して担う。また、各種職業訓練（プログラム）をおこなう。 サービス内容 <p>①対象者への生活自立・社会自立・就労自立のための支援（生活困窮者自立支援事業）</p> <p>②企業への職場見学・職場実習・就労訓練等のあっせん</p> <p>③企業支援（職場環境調整・ジュブコーチ的支援・職場定着支援等）</p> <p>【ダイバシティ就労認定事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者を、「認定事業者」として、支援センターが登録する。認定された事業者は、職場体験、実習、就労訓練のほか、就労自立に向けた諸活動、失業者の職業訓練等を行う。 認定事業所：障害福祉サービス事業所、企業等。 	個別相談から就労準備段階の支援、就労に向かう支援、職業紹介そして定着支援までの一連のプロセスとしての支援をカバーする支援サービス。1つの事業者というより多様な事業者の連携によって提供可能となる。特に、就労準備段階から職業紹介、定着支援まで、人材を受入れる（雇用する）企業等と連携した支援サービスの充実が問われている。	対象者類型ごとに多くのコーナーを用意し、ジョブパークの初回利用者には、初回受付で約1時間就職や生活に関する予備相談を行い、それに基づき、最適なコーナーを案内している。結果として、各利用者に最適な多様なサービスを提供している。初回受付は、(株) パソナ等の民間人材供給関連の大手企業に委託し、各社はベテランの専門家を派遣。

<p>③ サービス提供事業者への報酬 (成果実績、定額)</p>	<p>【就労継続支援A型事業所の報酬単価を基準にした案】基本報酬 (20名以下/10:1) 532単位/日 →10名を受け入れるは難しいので1名あたりの一日の柔軟な単位数設定が必要 【求職者支援制度活用案】 千葉県障害者委託訓練の場合 委託訓練費 90,000円/月/人 訓練給付費 100,000円/月/人 →訓練事業所認定要件・訓練給付費支給要件が厳しいため、柔軟な運用が必要。</p>	<p>地域経済と連携した「成果連動型の評価」報酬システムを目標に、企業等が参画する「3者の交渉・調整」就労支援の推進。地域モデルの創出(大分県や岡山市、大阪府・市、東京特別区ほか)</p>	<p>職業相談、職業紹介に、(株)パソナ等の民間人材供給関連の大手企業が参画しているが、就労実績等に応じた報酬となっている。</p>
<p>④ サービス提供事業者の供給主体</p>	<p>・障害福祉サービス事業所や企業を、「ダイバーシティ就労認定事業者」と認定し、ダイバーシティ就労を実施する。 ・対象者を受け入れた就労継続支援A型事業所、就労移行支援事業所には、障害者総合支援法のサービス報酬単価に準じた額を支給する。</p>	<p>体験実習や訓練付き就労、超短時間雇用あるいはアレンジ可能な求人等の「プロセスとしての就労支援」に貢献する多様な支援サービスを供給する主体のネットワークや供給主体の育成が重要。</p>	<p>相談から就職、職場への定着まで、ワンストップ支援を基本に、ハローワークだけではできないことを、京都府が中心となって、地域の主要なステークホルダー(利害関係者)が総出で協力体制を構築することによって実現。</p>
<p>⑤ 就業困難度の認定方法</p>	<p>①労働生産性、②労働習慣性、③社会的要因をもとに、「働きづらさ」を評価し、一定の数値未満の者を就業困難者と位置付けることを検討。</p>	<p>「聞き取る」「理解する」そして支援サービスを「見極める」全過程を通して参照・活用し得る具体的な情報、いわゆる「処方情報」の組成・提供が求められる。</p>	<p>定数化した就業困難度は作成していないが、国のハローワークに準じ、職探しに時間がかかりそうかどうかで異なる対応をしている。</p>
<p>⑥ 財源</p>	<p>①A型事業所報酬単価に基づく場合、②求職者支援制度を活用した場合とも、税制度で対応。</p>	<p>成果連動型の評価による財源も視野に。</p>	<p>税、雇用保険等活用できるものは何でも活用している。</p>
<p>⑦ 地域全体の人材受給マッチング</p>	<p>支援センターを中心に、地域内の自治体、福祉事業所、企業等のネットワークを構築する。</p>	<p>就労支援を組み込んだ地域キャリアセンター等の仕組み化。</p>	<p>オール京都の力を結集したワンストップサービスを目指す。今後は、A型・B型事業所、訓練校等との連携が課題。</p>